

## 内部統制の6つの基本的要素に係る業務方法書の条文

### 統制環境

#### (内部統制に関する基本事項)

- 第43条 センターは、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、センター法第3条に規定する目的を有効かつ効率的に達成するため、組織内に必要な体制（以下「内部統制システム」という。）を整備・運用する。
- 2 内部統制システムの運用状況については、継続的に監視、評価し、その見直しを図るものとする。
  - 3 センターは、法令等及びこの業務方法書を含むセンターが定める規則等に違反する事実があった場合の対応指針を策定し、当該指針に基づき、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるものとする。
  - 4 センターは、役職員が業務運営における自らの役割を認識し、その責務を果たすよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターの運営の基本理念及び運営方針の策定
- (2) 役職員の行動指針及び倫理指針の策定
- (3) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (4) 理事長の意思決定を補佐するための組織の設置（役員会等）
- (5) 各業務における担当理事の明示による責任の明確化
- (6) 中期計画等の策定過程の整備（職員の積極的な関与など）
- (7) 内部統制に関する役職員向け研修の実施
- (8) 法令等に違反した役職員に対する懲戒基準の策定
- (9) その他必要な措置

#### (内部統制委員会)

- 第44条 センターにおける内部統制全体を総括し、これを推進するため、センターに、理事長及び理事等で構成される内部統制委員会を置く。

#### (内部統制担当理事)

- 第45条 理事長の定めるところにより内部統制を担当する理事（以下「内部統制担当理事」という。）を一人置く。
- 2 内部統制担当理事は、次条に定める内部統制推進担当部署及び責任者からの報告などにより、センターにおける内部統制の推進状況を調査し、必要に応じて改善策等を検討した上で、前条に定める委員会に報告する。

#### (内部統制推進担当部署及び責任者)

- 第46条 主たる事務所に、前条の理事を補佐し、内部統制の推進を担当する部署を置く。
- 2 主たる事務所及び従たる事務所等に、それぞれ内部統制推進責任者を置く。

#### (人事管理)

- 第54条 センターは、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針を策定し、同一部署における長期在籍者の把握、業務の適正を確保するための定期的な人事異動の実施その他適切な人事管理を実施するものとする。

### (役員等の損害賠償責任)

第 59 条 センターは、通則法第 25 条の 2 第 1 項により役員及び会計監査人(以下「役員等」という。)が負う損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員等が賠償の責任を負う額からセンターの事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、文部科学大臣の承認を得て免除することができる。

2 前項の承認を求める場合、センターは、監事の同意を得なければならない。

3 第一項の承認を得た場合において、センターが当該承認後に同項の役員等に対し次に掲げる財産上の利益を与えるときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(1) 退職手当

(2) 当該役員等がセンターの他の役員又は職員を兼ねていたときは、当該他の役員又は職員としての退職手当(当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分に限る。)

(3) 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

## リスク評価・対応

### (リスク管理)

第 47 条 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行うため、必要な規則等を整備し、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 部署ごとの業務フロー図の作成

(2) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析

(3) 把握したリスクに関する評価

(4) 把握したリスクへの対応

ア リスク低減策の検討及び実施

イ リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備

ウ 事故・災害等の緊急時に関する事項

(ア) 防災業務計画及び事業継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施

(イ) 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

(ウ) 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

エ 施設の点検と必要な補修の実施

オ 入札・契約に関する事項

(ア) 談合情報がある場合の緊急対応

(イ) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針

カ 反社会的勢力への対応

2 センターにおけるリスク管理を推進するため、センターに、リスク管理委員会を置く。

## 統制活動

### (文書管理)

第 49 条 センターは、意思決定に係る文書が保存管理される仕組みを整備するものとする。

### (公益通報)

第 52 条 センターは、役職員等あるいは外部の労働者からの組織的又は個人的法令違反行為等に関する通報（公益通報）を適正に取り扱うための窓口を設置する。

2 センターは、公益通報者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

### (個人情報保護)

第 53 条 センターは、保有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、適正に管理しなければならない。

### (予算配分)

第 57 条 センターは、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）を整備するとともに、業務実績評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

### (法人情報の公開)

第 58 条 センターは、法人情報（財務情報を含む。）をウェブサイト等で公開するものとする。

## モニタリング

### (業務の執行及び評価)

第 48 条 センターは、役職員が適正かつ効率的に業務を執行するとともに、業務の実績に関する評価を適正に行うため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 各部署における業務の手順書の作成及び適切な運用
- (2) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (3) 中期計画等の進捗管理
- (4) 中期計画等に基づき実施する業務の適正な評価
- (5) 前項の評価に基づく適正な業務実績報告書及び自己評価書の作成
- (6) 監事・会計監査人と理事長の会合の定期的実施

### (監事監査)

第 55 条 センターは、内部統制システムに係る監事監査の実効性を確保するため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 規則等における監事の権限の明確化
- (2) 監事監査の円滑な実施への役職員の協力
- (3) 監事の役員会等重要な会議への出席
- (4) 業務執行の意思決定に係る文書を監事が調査できる仕組み
- (5) 法人の財産の状況を調査できる仕組み
- (6) 監事と会計監査人との連携
- (7) 監事と内部監査担当部署との連携
- (8) 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- (9) 監事から文書提出を求められた場合の役職員の応答義務
- (10) 監査結果の業務への適切な反映
- (11) 監査結果に対する改善状況の報告

2 センターは、監事監査の体制を整備するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 監事監査規程等の整備に対する監事の関与
- (2) 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- (3) 補助者の独立性に関する事項
  - ア 監事の指揮命令権
  - イ 監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与
- (4) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### (内部監査)

第56条 内部統制の整備・運用の状況について、内部部署による監査を行うため、センターに、内部監査を担当する部署を置く。

2 前項の部署は、内部監査終了後その結果について、速やかに理事長に報告する。

3 前項の報告を踏まえ、理事長から指示を受けた部署は、指示を受けて行った措置等について速やかに理事長に報告するものとする。

### 情報と伝達

#### (情報伝達)

第50条 センターは、内部統制システムが有効に機能するよう、役職員に適切な情報が伝わる体制を整備するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) センターの運営方針、理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組み（掲示板システム等）の構築
- (2) 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み（特に危機管理、内部統制情報）の構築

### ICT対応

#### (情報システム管理)

第51条 センターは、効率的に業務を運営するため、情報化を推進するものとする。

2 センターは、次に掲げる事項に留意し、電子情報を適切に保存及び管理運用する。

- (1) センターが保有する電子情報の所在情報の明示
- (2) 電子情報へのアクセス権の設定
- (3) 電子情報の利用における汎用性の確保
- (4) 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- (5) 情報漏えいの防止

3 業務変更に伴う情報システムの改変は、速やかに行うものとする。